

■発行・編集 日野町役場 企画政策課
■電話 (0859)72-0332 ■FAX (0859)72-1484
■ホームページ <http://www.town.hino.tottori.jp/>
■電子メール info@town.hino.tottori.jp

年末の交通安全県民運動 12月11日(火)～12月20日(木)

『飲んだら乗るな 乗るなら飲むな』
お酒を飲む機会が多くなる時期です。
飲酒運転は犯罪です。同乗者も罰せられます。
絶対に飲酒運転はやめましょう。

町議会議員が地域に出かけ、 皆さまの意見を伺います 【意見交換会開催地区・団体募集】

本町議会では、議会活動の充実を図るため、議員が地域に出かけ、町民の皆さまの意見・要望を聞く意見交換会を計画しています。

現在、意見交換会を開催していただける自治会、団体などを募集していますので、気軽にお問い合わせください。開催希望を受け、時間や場所など日程調整をさせていただきます。

申込みおよび問合せ

議会事務局(役場3階)
担当 音田守(電話72-0335)

森林経営計画作成を

平成23年度に森林法が改正され、今までの森林施業計画が森林経営計画に変更されました。

これまでは個々の施業に対して補助金が交付されていましたが、今後は施業の集約化を進め、効率的かつ持続的な森林経営に取り組まなければ補助金の対象となりませんので、今後、間伐事業などを計画される方は、森林経営計画を策定してください。

問合せ ▶役場産業振興課(電話72-2101)、▶鳥取日野森林組合(電話72-0066)

【夜間リーグ 1月16日～】 ソフトバレーボール大会 参加チーム募集

第13回D.O.スポーツ杯夜間リーグソフトバレーボール大会の参加チームを募集します。

町内に限らず、町外のチームの

人権週間(12月4日～10日)

国際連合は、1948年第3回総会で『世界人権宣言』が採択された12月10日を記念し、1950年第5回総会でこの日を『人権デー』と定め、すべての加盟国に記念行事を実施するよう呼びかけています。

法務省と全国人権擁護委員連合会は、1949(昭和24)年から毎年、12月4日から10日までの1週間を『人権週間』と定め、人権尊重思想の普及高揚のための啓発活動を展開しています。

「人権尊重のまちづくり」へ町民皆さまの一層の人権啓発、また、小地域座談会への積極的な参加などをお願いします。

人権相談所を開設しています

人権についての困りごとや心配ごとなど、さまざまな相談は次の電話番号へおかけください。

(受付：平日午前8時30分～午後5時15分)

- ◆全国共通人権相談ダイヤル 0570-003-110
- ◆子どもの人権110番 0120-007-110
- ◆女性の人権ホットライン 0570-070-810
- ◆鳥取地方法務局米子支局 0859-22-6161

【担当】教育委員会事務局 矢田貝慎一(電話72-2107)

参加も大歓迎です。ふるってご参加ください。

開会式(開幕日) 1月16日(水)
午後7時から(集合：午後6時30分)

場所 日野中学校体育館

試合日 集合：午後7時、試合：午後7時30分から

種別 男女混成(コート内には必ず女性が1人以上入ること)

参加費 1チーム 1,000円

チーム構成 監督1人、競技者4人、交代競技者3人以内の計7人以内。なお、監督は選手が兼務できる。

競技方法 競技はすべて3セットマッチで行い、審判は相互審判と

する。

その他 ▶保険は主催者側で加入します。▶複数のチームに所属することはできません。▶練習は日野中学校体育館をご利用ください。(練習日：月・水曜日 午後7時30分から)

申込み 1月9日(水)までに、下記申込先へ提出してください。

申込みおよび問合せ先 ▶教育委員会事務局(電話72-2107、ファクシミリ72-1484)、▶D.O.スポーツ事務局(日野町野田 タカハシスポーツ内、電話090-1688-8410、ファクシミリ72-2323)

衆議院議員選挙

および最高裁判所裁判官国民審査

【問合せ】

町選挙管理委員会（役場総務課内）

電話 72 - 0331

投票日は、
12月16日（日）
です

衆議院議員選挙と最高裁判所裁判官国民審査が、12月16日（日）に行われます。選挙は政治に参加するもっとも良い機会です。忘れず投票しましょう。

▶投票できる人は、平成4年12月17日までに生まれた人

投票できる人は、平成4年12月17日までに生まれた人で、本町に住所がある人です。ただし、転入した人は、平成24年9月3日までに転入届を済ませていることが必要です。

▶入場券を忘れずに持参してください

投票に行くときは、あらかじめ送付された投票所入場券をご持参ください。なお、入場券が届かない場合や失くしてしまった場合でも選挙人名簿に登録されていれば投票できますので、投票所の受付に申し出てください。

▶期日前投票は12月15日（土）まで（投票所：役場2階 会議室）

期日前投票は、12月15日（土）まで行っています。投票日に仕事や旅行などで投票区を離れる予定のある人は、期日前投票をしておきましょう。

なお、衆議院議員選挙と最高裁判所裁判官国民審査では、期日前投票の開始日が異なりますので、ご注意ください。

【衆議院議員選挙】 12月5日（水）から12月15日（土）まで

【裁判官国民審査】 12月9日（日）から12月15日（土）まで

【期日前投票場所】 日野町役場2階 会議室

【期日前投票時間】 午前8時30分から午後8時まで

▶不在者投票について

日野町に住所がありながら、日野町以外の市町村に滞在中の人や、指定病院、老人ホームに入院・入所している人は、従来どおり「不在者投票」ができますので、詳しくは、町選挙管理委員会（役場総務課内）までお問い合わせください。

※郵便投票証明書の交付を受けている人は、郵便による不在者投票ができます。投票用紙などは、12月12日（水）までに、町選挙管理委員会に請求してください。

▶投票所は、町内9カ所です

投票所は全部で9カ所です。入場券に記載されている投票所で投票してください。

投票区名	投票所施設名	投票区内の地区名	投票時間
第1投票区	町公民館	黒坂1～7区、下黒坂、根妻、下菅、中菅、中菅中央、近江・畑、小河内、布瀬谷	午前7時～午後8時
第2投票区	久住集会所	久住	午前7時～午後5時
第3投票区	菅福公会堂	下上菅、中上菅、上上菅、諏訪、井ノ原、漆原、下福長	午前7時～午後6時
第4投票区	奥渡公民館	榎市、小原・別所	午前7時～午後6時
第5投票区	老人憩の家	津地、安原、下榎1・2区、上本郷、下本郷	午前7時～午後7時
第6投票区	山村開発センター	根雨1～6区、三谷1・2区、貝原、高尾、舟場、野田	午前7時～午後8時
第7投票区	金持公民館	後谷、金持	午前7時～午後6時
第8投票区	板井原公民館	板井原	午前7時～午後5時
第9投票区	真住公民館 (旧町青年の家)	濁谷、門谷、秋縄、三土	午前7時～午後6時

平成 25 年度 保育所入所児童 申込受付開始

受付期間 12月6日(木)～12月20日(木)

平成 25 年度、保育所に入所を希望する児童の申込みを受け付けます。

なお、入所を継続する児童については、2月に保育所から現況届を送りますので、記入のうえ、添付書類と一緒に保育所に提出してください。

入所基準 保護者および同居の親族などが次のいずれかの事情にあり、家庭で保育できない場合

①家の外で働いている②家の中で働いている③母親の出産など④病気・負傷など⑤同居親族の介護などをしている⑥災害などで家屋の復旧に当たっている⑦そのほか特別の事情があると認めるとき

募集児童 ひのっこ保育所(津地 690) ▼定員: 90人

▼開所時間: 平日=午前7時30分～午後6時15分 土曜日=午前7時30分～午後1時

▼保育時間: 平日=午前8時～午後4時 土曜日=午前8時～正午

※1日8時間を原則としますが、家庭の状況により保育時間の延長サービス(居残り保育)も行います。(ただし、1歳以上です)

▼対象児童(平成25年4月1日現在の年齢)

《3歳以上の子ども》 ●う め組(年長児): 平成19年4月2日～平成20年4月1日生まれ

●さくら組(年中児): 平成20年4月2日～平成21年4月1日生まれ

●も も組(年少児): 平成21年4月2日～平成22年4月1日生まれ

《未満児》

●ぱんだ組(2歳児): 平成22年4月2日～平成23年4月1日生まれ

●うさぎ組(1歳児): 平成23年4月2日～平成24年4月1日生まれ

●ひよこ組(0歳児): 平成24年4月2日～平成24年9月30日生まれ

申込手続 次の書類を教育委員会またはひのっこ保育所に提出ください。

①保育所入所申込書(教育委員会またはひのっこ保育所にあります)

②保護者、同居している親族、そのほかの同居者全員が保育できない状況にあることがわかる証明書など(65歳以上の人のものは必要ありません)

【例】事業所で働いている人=平成24年分源泉徴収票の写し(後日でもかまいません)。源泉徴収票がない場合は就労証明書▼農林業に従事している人=就労証明書▼内職をしている人=内職証明書▼出産・病気などの人=診断書▼介護などをしている人=証明書

③被扶養者申告書 平成24年1月から12月中の、生計を一にしていた0歳から18歳までの被扶養者について申告してください。(年齢基準日は平成24年12月31日です)

※税制改正により、年少扶養控除(0歳～15歳)と特定扶養控除(16歳～18歳)の上乗せ部分が廃止となりましたが、負担増など保育料への影響を生じさせないよう、引き続き扶養控除があるものとして旧税額を計算し、保育料を決定するための申告書です。

入所決定 入所基準の適否などを確認した後に決定し、3月に結果を通知します

保育料 前年分の所得税額や前年度の住民税額を基準として決定します

その他 年度途中での入所は、保育所の入所状況により受け入れが決まります。その場合、平成25年4月1日時点の年齢での受け入れとなります

問合せ 教育委員会事務局 担当 瀧田美紀子(電話 72-2107)



ふぐ処理師試験が行われます

次のとおり、平成24年度ふぐ処理師試験を行います。

試験日時 1月24日(木)

(学科試験) 午前10時から正午まで

(実技試験) 午後1時から

試験会場 伯耆しあわせの郷(倉吉市小田458番地)

試験科目 ①衛生関係法規②公衆衛生学③食品衛生学④ふぐの種類およびふぐ毒に関する知識⑤ふぐ処理の実技(毒性臓器の鑑別を含む)

受験願書受付期間 12月13日(木)から12月25日(火)まで。なお、郵送の場合、期間内に到着したものに限り。

受験願書提出先 鳥取県西部総合事務所生活環境局(米子市糀町一丁目160)

受付願書添付書類 写真(上半身、縦4.5センチ・横3.5センチ、裏面に氏名と撮影日を記入したもの)および各種証書類

受付手数料 9,040円(別途実技試験用ふぐ代金が必要)

合格者の発表 2月13日(水)付で受験者全員に結果通知送付および鳥取県くらしの安心推進課ホームページに掲載

受験資格など問合せ 鳥取県西部総合事務所生活環境局(電話0859-31-9321)

平日に法務局を利用できない方のために、日曜日に相談口が開かれます

鳥取地方法務局では、平日に登記や戸籍などの相談窓口を利用できない人のために、県内一斉に『法務局サンデー相談所』を開きます。どうぞご利用ください。

日時 12月9日(日) 午前10時から午後4時まで

場所 鳥取県地方法務局米子支局(米子市旗ヶ崎二丁目10番12号)

内容 遺言、相続、登記、戸籍、国籍、供託、人権、心配ごとなど何でも相談に応じます。

相談員 公証人および法務局職員
その他 相談は無料で、秘密は守られます。

問合せ 鳥取地方法務局米子支局総務課(電話0859-22-6161)

平成26年1月から記帳・帳簿などの保存制度の対象者が拡大されます。

平成26年1月から、記帳・帳簿などの保存制度の対象者が拡大され、個人で事業(農業を含む)や不動産貸付などを行うすべての人は、記帳と帳簿などの保存が必要となります。詳しくは、米子税務署までお問い合わせください。

対象 事業所得、不動産所得、または山林所得のある業務を行うすべての人(所得税の申告の必要がない人も対象です)

保存する帳簿 収入金額や必要経費を記載した帳簿のほか、取引に伴って作成した帳簿や受け取った請求書、領収書などの書類を保存する必要があります。

記帳説明会 税務署では新たに記帳を行う人や、記帳の仕方が分からない人のために、記帳・帳簿などの保存制度の概要や記帳の仕方を説明する「記帳説明会」を行います。出席を希望する人は米子税務署にお問い合わせください。

問合せ 米子税務署記帳指導担当(電話0859-57-3338)

放送大学4月入学の学生を募集します

放送大学では、平成25年度第1学期(4月入学)の学生を募集しています。

放送大学は、テレビやインターネットを利用して授業を行う通信制の大学です。働きながら学んで大学を卒業したい、学びを楽しみたいなど、さまざまな目的で幅広い世代・職業の皆さんが学んでいます。

内容は、心理学・福祉・経済・歴史・文学・自然科学など幅広い分野を学べます。15歳以上の人は、1科目から学習する選科履修生・科目履修生として入学、18歳以上の大学入学資格のある人は、学力試験はなく、全科履修生として入学でき、4年以上在学して124単位以上を修得し卒業すると、学士(教養)の学位を取得できます。

出願期間 平成25年2月28日(木)まで

その他 資料は無料です。

「大学説明会・入学相談会」

日時 12月8日(土)、2月3日(日) 各日とも、午後1時から午後4時まで

場所 米子市文化ホール

学生募集・入学説明会など問合せ 放送大学鳥取学習センター(電話0857-37-2351)

空き家、ありませんか？

町では、移住・定住希望者に紹介するため、利用可能な空き家を探しています。

どんな物件でも構いませんので、情報をお寄せください。

皆さんがお住まいになっている周りで、利用可能な空き家(借家)の情報がありましたら、役場企画政策課までお寄せください。

お寄せいただいた情報は『空き家登録台帳』に記載し、定住について相談があった場合に紹介します。ご協力をお願いします。

【問合せ】

役場企画政策課 担当 後藤一則(電話72-0332)